

Ⅱ 開発途上国の環境関連法制度、 行政・組織の現状と制約条件

1. 法制度及び行政・組織の現状と特徴
2. 法制度及び行政・組織の制約条件
3. 幾つかの国における環境ラボラトリー及びモニタリングの事例

1. 法制度及び行政・組織の現状と特徴

(1) 法制度の現状と特徴

別表に幾つかの国の環境関連法、環境アセスメント法の整備状況、環境アセスメント対象プロジェクト・実施体制及び自然資源関連法の整備状況の概観をまとめた。

① 憲法での規定

環境の保全あるいは自然資源の管理に関し“憲法”で何らかの規定を有する国がアジア地域の国にある（中国、インド、インドネシア、パキスタン、パプア・ニューギニア、タイ）。さらに直接的規定はないものの、何らかのReferenceがある国もある（マレーシア、ネパール、フィリピン）。

② 環境の一般法及び個別関連法

*環境に関する一般法（基本法）を有する国としては、アジアではバングラデシュ、大韓民国、マレーシア、パキスタン、パプア・ニューギニア、フィリピン等がある。

*大気、水に着目した個別環境法は多くの国で整備されている。また、環境からのアプローチではないが、例えば水域保全について“水道”という視点で（ビルマ、スリランカ等）、“灌漑”という視点で（ネパール、スリランカ等）、“地域水資源開発”という視点で（スリランカ等）取り組んでいる例も多い。

*大気、水の排出規制も、かなりの国で整備されているが、大気については環境以前の労働衛生環境の整備という段階の国もある（ネパール、スリランカ）。

③ 環境アセスメント法

*E S C A P地域では、1970年代後期に初めて環境アセスメントが導入されてから徐々に幾つかの国で環境アセスメント制度の導入が行われてきた。また、これまでの経験を踏まえ、制度等を改善しつつある国もある。

*このように環境アセスメント実施のための法制度を途上国は整備しつつあるが、その態様は国によって様々である。パプア・ニューギニア、フィリピンのように環境アセスメント法で、その実施を規定している国、タイ、中国等のように明確な環境アセスメント法は有しないが、一般的な環境法で対応している国、バングラデシュ、インド等のように、法はないが、各種行政措置で対応している国がある。

④ 自然資源管理に関する法

*自然資源の開発を主要目的とする法以外に自然資源の管理に着目した法の整備がなされつつある。中国における“自然保護規則（承認中）”、ネパールにおける従来の“森林法”に加えての“森林保全法”、パキスタンにおける従来の“森林法”に加えての“薪炭林及び炭規制法”、大韓民国の“土壌侵食防止法”等が例として挙げられる。また、開発関連法そのものの中に環境対策を盛り込むという例（フィリピン、インド）にも注目する必要がある。

⑤ 地域に着目した総合対策プログラム

* 環境法との関連は明確ではないが、地域の環境に総合的に取り組むプログラムに注目する必要がある。サンパウロ州政府の“クバトン環境汚染対策プログラム”がその好例であろう。

⑥ 環境規制のアプローチ

* 日本では原則的には環境基準と排出基準を一つのセットとして設け、環境規制を実施している。しかし、途上国では現実的レベルでの排出規制をまず行うというプラクティカルな視点での環境規制を実施し、両基準を必須のものとしめないアプローチをとっている国もある。

* 排出基準というより、むしろ労働衛生環境の改善という視点での対策を重視せざるをえない状況の国もある。

⑦ 地方の権限

* 環境政策に関し、中央と地方の法的な権限関係の詳細は正確に伝わっていない面がある。しかし、マレーシア、インド、メキシコ、ブラジル、大韓民国等の例では、汚染規制、環境監視等について、地方政府・市が実質的な仕事を行っている。

(2) 行政・組織の現状と特徴

① 環境省／庁の設置

* 国家レベルで環境省／庁の設置が進んでいる。設置という事実だけをみるならば、N I E S、中先進国、L D Cという経済発展レベルあるいはアジア、ラ米、アフリカという地域性にかかわりないようだが、規模の点では相当の違いがある。ちなみにサンパウロ州の環境技術公社ではスタッフ数 2,050名（うち博士11名、修士28名、中間技術者 327名：1986年）、タイ環境庁は 279名（1987年）、マレーシア環境庁は本部に 112名、地方事務所に 147名（1987年）、インドネシア人口環境省は 134名となっている。パラグアイ、ウガンダ等の、これから本格的に環境問題と取り組もうという国における環境担当官庁の規模がきわめて小さいことは言うまでもない。

② 環境アセスメントに係る組織対応

* 環境アセスメントのレビューは環境主管官庁を有する国では当該官庁が行う事例が多い。また、マレーシア等にみられるように環境アセスメントの内容等に対するアドバイスを受けするため独立したレビュー委員会を設置している国もある。

③ 開発担当官庁等との連携

* 環境担当官庁の力が小さいことはよく指摘される場所である。これは環境に対する予算規模にも現れている。環境汚染、自然資源劣化等の途上国が抱える問題に、力の弱い環境担当官庁だけで有効に対処しづらい点が指摘されよう。

* 開発担当官庁との調整機能を組織的に確保することによって、このような問題に対処している例に注目する必要がある。フィリピンの国家環境保護会議、インドの環境計画国家委

員会、さらにインドネシアにおける訓令も、その例として挙げられる。

④ 地方の組織

*具体的に地域で起きている問題に有効に対処する一つの鍵が地方の組織の有無（法的権限の問題も、もちろんある）であろう。

*地方の組織のありようには幾つかのパターンがある。マレーシア、大韓民国では環境担当中央官庁の地方事務所が置かれている。各州政府の中に環境担当部課を設置するアプローチは中国、インド、ブラジル（この場合は独立の組織となっている）にみられる。

⑤ 環境行政の科学的・技術的支援体制

*環境行政が科学的データの裏づけをもって行われなければならないことは当然であるが、それを支える技術的支援体制（ラボラトリー、環境監視体制等）の現状は別表のとおり途上国の発展レベルを反映し様々ではあるが、一般的には十分なものとはいえない。

*ラボラトリーの整備に関し、きわめて進んだ例として、サンパウロ州の環境技術公社が挙げられるが、これは、むしろ稀な例というべきである。タイ、メキシコでは着々とその整備を進めている段階であるが、パラグアイの例はラボラトリーの種が存在するという状況であろう。

*環境監視についてはラボラトリーの整備に比べると全体的には取り組みが進んでいる。日本の常時監視と同様なシステムで監視を行っている例もあるが、アドホックベースで行っている例もある。

*ラボラトリーの運営、環境監視の実施に関し、多くの国に共通した問題として、予算の確保、優秀な技術者集団の確保、技術者の養成が挙げられる。

⑥ 企業における対策

*一定規模以上の工場に“公害防止管理者”を配置することを義務づけている国もある（タイでは約 400の工場が公害防止管理者を配置している）。

幾つかの国における環境担当行政機関及び環境関連法、天然資源関連法

\$: 環境保全を含まない法律
: 環境保全を含む法律

国名	環境行政担当機関	主な環境保全関連法	環境基準	排出基準	主な天然資源関連法
タイ (1), (3)	国家環境委員会 工業省工場環境規制部	公衆衛生法 * 1941 地方衛生行政法 (廃棄物) * 1952 工場法 * 1969 > 1975 都市計画法 * 1975 国家環境質向上・保本法 * 1975 産業地域法 * 1979	水・大気	水・大気	\$ 森林法 * 1941 \$ 漁業法 * 1947 # 野生生物保護法 * 1960 # 国立公園法 * 1961 # 国家森林保存法 * 1964 \$ 鉱物法 * 1967 \$ 石油法 * 1971
マレーシア (1), (3)	環境局 (科学技術環境省: 八つの地方事務所あり) 住宅地方省 (廃棄物)	鉱業法 (廃水規制) * 1929 環境質法 (廃棄物含む) * 1974 田園都市計画法 * 1976 大気洗浄規則 * 1978 工場規制規則 (パームオイル) * 1977 同 (天然ゴム) * 1978; 同 (下水・工場廃水) * 1979; 同 (ガソリン鉛) * 1985;	大気 (提案)	下水・工場 廃水 大気	# 土地保護法 (土壌侵食) * 1960 # 漁業法 (海洋資源保護) * 1963 # 野生生物保護法 * 1972 # 国立公園法 * 1980 # 国家林業法 * 1984
インドネシア (1), (3)	人口環境省 公衆衛生省ほか計15省 (中央省及び地方政府の調整のため“内務省及び人口環境省統合訓令”1978 が出されている)	憲法 (天然資源管理規定) * 1945 インドネシア水域法第4号 * 1960 インドネシア大陸棚法第1号 * 1973 (海洋汚染) 農業の管理・貯蔵・使用に関する政府規制第7号 * 1973 水資源開発法第11号 * 1974 環境管理法 * 1982 水質規制規則 (案)	水 (案)	水 (案)	# 沿岸海域及び海洋地域に関する令 * 1961 # 鉱業法 (環境保護規定) * 1967

(1)

国名	環境行政担当機関	主な環境保全関連法	環境基準	排出基準	主な天然資源関連法
<p>フィリピン (1), (3)</p>	<p>環境管理庁（従来存在したNEPC、NPCC及び比環境センターを統合したもので1987年6月に設置） 土壌局（土壌資源の評価・開発・保全）</p>	<p>環境法典（大統領令第1152号）*1977 大統領令第825号（不適切なじんあいの処理）*1975 大統領令第1181号（自動車による大気汚染の防止と規制）*1977 大統領令第600号（海洋汚染） 大統領令第463号（鉱業廃棄物の処理） 大統領令連達第713号（良質農用地の他利用抑制） 大統領令連達第729号（土地利用計画及びゾーニング政策義務） 大統領令第1152号（農薬・肥料の輸入・生産・貯蔵・販売及び使用“水法典”（大統領令第1067号）ではNPCCに農薬・肥料の不適正な使用を禁止する権限を与えている）</p>	<p>水・大気 騒音</p>		<p># 大統領令第705号（改訂森林法典） # 大統領令第331号（持続可能な生産基盤のための公共森林開発） # 大統領令第1153号（すべての国民に対する毎月の植林要請） # 大統領令第1189号（鉱業活動の結果に対するリハビリテーション） # 大統領令第1219号（珊瑚礁資源の開発と保護）</p>
<p>大韓民国 (3), (3)</p>	<p>環境庁（厚生社会省）及びその下に六つの地域事務所</p>	<p>悪法（快適な環境で国民が暮らす権利を認知） 環境保護法*1977（相当部分を地方政府が実施） 有毒・有害物質規制法 固形廃棄物管理法</p>	<p>水・大気 騒音</p>	<p>水・大気</p>	<p># 海洋汚染規制法（E.A.ほか関係5機関） # 森林法 # 土壌侵食対策法 # 国立公園法 # 鉱業法（汚染対策含む） # 文化遺産保護法</p>

国名	環境行政担当機関	主な環境保全関連法	環境基準	排出基準	主な天然資源関連法
中国 (1)、(3)	<p>国家環境保護局（同局のもとに中国環境科学院、中国環境科学学会、中国環境監視総合ステーション等がある）</p> <p>各州、重要都市には環境保護局が設置されている</p>	<p>新憲法*1982（中国は生活環境と生態系環境を保護・改善し汚染等を防止し除去する）</p> <p>環境保全法*1979</p> <p>海洋環境法*1982</p> <p>水質汚濁防止法*1984</p> <p>大気汚染防止法（案）</p> <p>自然保護規則（案）</p>	<p>大気・騒音</p> <p>海水水質</p> <p>地面水</p>	<p>煤塵</p> <p>自動車排ガス</p>	<p># 森林法*1982</p> <p># 野生動植物保護規則（案）</p> <p>土地法（案）</p> <p>水資源法（案）</p> <p>鉱物資源法（案）</p>
ネパール (1)、(3)	<p>環境影響研究プロジェクト（政府機関・環境政策）</p> <p>自然資源保護国家委員会（森林土壌保護省を中心に11の機関とオブザーバーにより構成される）</p>	<p>環境保護法（草稿了：実施待ち）</p> <p>工場及び工場労働者法*1958</p> <p>固形排気物管理令（組織の設置に関する令）*1981</p> <p>土壌及び水域保護法*1982</p>			<p># 森林法*1961</p> <p># 国立公園及び野生生物保護法*1966</p> <p># ネパール石油法（天然資源への損傷の回避、汚染の防止が規定されている）*1983</p>
インド (1)	<p>環境局（総理府）</p> <p>環境計画国家委員会（すべての関係省庁がメンバー；主に政策レヴューでの調整）</p> <p>22の州のうち16の州政府に環境局が設置</p>	<p>憲法（国民一人一人が環境を守ることを義務づけている）</p> <p>水法*1974</p> <p>大気法*1981</p> <p>（注）中央、地方を合わせて400以上の環境関連法がある</p>	<p>水・大気</p>		<p>\$ 森林法*1927</p> <p>\$ 鉱山・鉱物資源法（現在、厳しい環境対策を組み入れるために改訂中）*1957</p> <p># 野生生物保護法*1972</p> <p># 森林保全法*1980</p>

国名	環境行政担当機関	主な環境保全関連法	環境基準	排出基準	主な天然資源関連法
パプア・ニューギニア (1)	環境保護庁	憲法（自然資源はすべての共有の便益と将来の世代のために保全され利用されなければならない旨の規定） 環境汚染物質法（ライセンスの義務）*1978 環境計画法（環境汚染物質法に基づきライセンスを得る前に環境計画法の条件を満たすことが求められる）*1978 国家水道・下水法*1982 （注）1959-1983に31の環境関連法が制定 （注）農業に関する法が準備中である			# 動物法（野生生物管理地域・聖域・保全地域の規定）*1966 # 森林法*1973 # 保護地域法*1978 # 鉱業法（環境リハビリテーションの規定を含む） # 国立公園法*1983
バングラデシュ (1)	環境汚染対策庁（地方政府・農村開発及び協同組合省：環境監視） 環境汚染規制ボード（公害政策の策定） （注）各省庁・機関が環境管理政策を行っている	環境汚染規制令*1977 農薬法（輸入・販売・適正使用の規定）*1980 農薬令（同上）*1983			# 森林法*1927 # 野生生物令*1973 # 領海及び沿岸域法*1974 # 魚類保護・保全条例*1982
ブラジル（連邦） (2), (3)	環境保護特別庁（環境・都市開発省）	環境汚染法*1976 同法に基づく規則8468号（水質・大気環境基準、緊急時の措置等）*1976 法（ディーゼル車黒煙・騒音環境基準）*1980 法（国家環境計画）*1981 法（産業汚染対策と汚染危機地域の規定）*1987	水・大気		# 法第4771号（森林法典）*1965 # 法第5197号（動物保護）*1967 # 法第6902号（環境保全地域とエコロジカル・ステーションの創設）*1981

国名	環境行政担当機関	主な環境保全関連法	環境基準	排出基準	主な天然資源関連法
サンパウロ州 (2)、(3)	環境技術公社 (CETESB) (規制執行・モニタリング・試験検査・技術開発・調査研究・教育訓練等の政策と実施の機能を合わせもつ)	サンパウロ州水質汚染対策計画 *1969 法第 997号 (環境汚染防止と規制に関する規則・大気環境基準・SPM/SO ₂ ・悪臭の排出基準・大気汚染エピソード回避計画) *1976 クバトロン環境汚染対策プログラム *1983	大気		
メキシコ (2)、(3)	連邦政府には都市開発・生態保護省 (SEDEU) 連邦区庁 (DDP : メキシコ市) には都市再開発・生態保護局	環境汚染防止連邦法 (煤煙・煙の規制) *1971 環境保護連邦法 *1984 大統領令 (21の対策を規定。うち13は連邦政府 (SEDEU) の担当分野) *1986 エコロジー 100プログラム (連邦政府) *1983 メキシコ首都圏48の対策 (車の検査・燃焼管理・緑化等)	大気	大気	連邦区庁とエコロジーグループとの協定 (11の計画の実施 : ノーカーティ・ゴミ処理・産廃) *1987
コロンビア (3)	厚生省 (大気・水ゴミ) 国立環境・再生可能資源研究所 (自然資源の管理と規制) 自治地方庁 (全国で10の庁があり環境保護と自然資源保護を所管)	法第2811号 (環境管理) *1974 法第9号 (国家衛生法典) *1979 法第2号 (大気汚染) *1982 法第2108号 (水道) *1983 法第2104号 (ゴミ処理) *1984			# 自然資源法典 (再生可能資源に対するあらゆるあらゆる違反行為を対象)

国名	環境行政担当機関	主な環境保全関連法	環境基準	排出基準	主な天然資源関連法
ウガンダ (3)	環境保護省	公衆衛生法（環境関連としてゴミと下水の安全な処理が規定されている） *1964 （注）個別規制法は現在のところ無い			

（著者原表）

- (1) Environmental Legislation and Administration; Briefing Profiles of Selected Developing Member Countries of the Asian Development Bank, Asian Development Bank, March 1987.
- (2) 帰国研修員フォローアップチーム報告書－公開技術セミナー（環境衛生）、昭和63年3月、国際協力事業団.
- (3) Country Report for the Group Training Course in Environmental Administration, 1988&1987, 国際協力事業団.

環境アセスメント実施の根拠・措置等（E S C A P 地域）

国	根 拠		
	アセス法	一般法	行政措置
バングラデシュ			*
中 国		*	
香 港			*
イ ン ド			*
インドネシア		*	
イ ラ ン		*	
大 韓 民 国		*	
マ レ イ シ ア		*	
ネ パ ー ル			*
パ キ ス タ ン		*	
パプア・ニューギニア	*		
フ ィ リ ピ ン	*		
ス リ ラ ン カ			*
タ イ		*	

(出典) Environment & Development Series ; Environmental Impact Assessment Guidelines
for Planners & Decisidin Makers, ESCAP

ESCAP地域の幾つかの国における環境アセス対象プロジェクト・実施体制

(1)

国	対象プロジェクト	スコーピング方法	EIAのレビュー	レビュー委員会の有無
バンラデシ	検討中	規定無し	環境汚染対策庁	無し
中国	環境影響を有するすべてのプロジェクト	アセスメントの概要の承認	環境保護庁	無し
インド	水資源開発、鉱業、道路、鉄道、港湾、工業団地、沿岸開発	規定無し	環境庁	環境審査委員会
インドネシア	重大な影響を有する開発	スコーピング手続きに基づくTOR	関連政府機関	EIAレビュー委員会
イラン	森林、鉱業、道路、原発、空港、港湾、都市開発、工業	規定無し	環境庁	(EISグループ)
マレーシア	農業、漁がい、森林、漁業、鉱業、水力・火発・原発、道路、鉄道、空港、港湾、観光、工業団地、工業廃棄物、水道	スコーピング手続きに基づくTOR	環境庁	EIAレビュー委員会
パキスタン	検討中であり、現在アドホックベースに主要開発プロジェクトについて実施	規定無し	環境保護庁	無し

国	対象プロジェクト	スコアリング方法	EIAのレビュー	レビュー委員会の有無
パプア・ニューギニア	農業、灌漑、森林、漁業、工業、ダム、発電、道路、空港、港湾、鉄道、都市開発、観光、工業団地、工業、埋め立て	(簡単なワーク・シヨップ)	環境資源庁	無し
フィリピン	森林、漁業、工業、ダム、水力・火力	規定無し	環境管理庁	EISレビュー委員会
韓国	農業、鉱業、ダム、水力・火力・原発、埋め立て、道路、鉄道、空港、港湾、都市開発、観光、工業団地、工業	規定無し	環境庁	中央環境保全諮問委員会
タイ	灌漑、鉱業、ダム、水力、道路、鉄道、空港、港湾、観光、工業団地、工業	スコアリング手続きに基づきTOR	環境庁	無し
スリランカ	主要開発プロジェクト	スコアリング会議 スコアリング報告書	環境庁	無し

(資料) OVERVIEW OF ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT IN THE ASIAN AND PACIFIC REGION, ESCAP環境アセスメント専門家会合 1988年8月、バンコック。

2. 法制度及び行政・組織の制約条件

(1) 法制度の留意点・制約条件等

① 汚染対策の法的権限

*一般的な環境政策にとどまらず具体的な規制措置まで法で規定するレベルに到達していない国の場合、具体的な規制措置が法的に裏づけられないという状況が生じる。

*規制措置があっても、企業そのものに排出物質の監視を法的に義務づけていない場合、行政側の監視能力の弱さと相まって汚染対策が尻ぬけになってしまう。

*規制措置があっても、当該国の実状に合わない場合（例えば、先進国の規制基準をそのまま採用する）がある。

② 環境規制の執行を支える法的支援措置

*公害処理施設に対する税制上の優遇措置、低利のローン等の資金上の支援措置を規定する法（予算上の裏づけは、もちろんであるが）がないと、具体的に企業における公害対策の実施を期待し得ない。

*公害防止管理者の設置等の企業における対応を義務づける法がない場合がある。

③ 開発関連法における環境配慮・対策

*まだ資源開発関連法の中に環境配慮あるいは環境対策が十分組み入れられていない場合がある。特に環境関連法でも、その部分が取り扱われていない場合、自然資源への影響が防げなくなる。

④ 地方の権限

*連邦制度の国で各州が大幅な権限を有する国では地域の環境問題・資源管理の問題に有効に対処する基盤があるといえる。しかし、そうでない場合、地方が具体的な問題への対処（例えば国営企業に対する指導）にあたって、権限が十分でないため苦慮する例がある。

(2) 行政・組織の制約条件・克服課題

① 行政の一貫制への不安定性

*トップダウンの意思決定パターンもあり、政権あるいはトップの交代により行政が大きく影響を受け、行政の一貫性が保ちがたいという側面がある。しかし、逆にトップの意思が開発と環境の問題に関し確固としたものである場合、環境行政の進展が期待できるという面もある。

② 関連する行政・組織間の調整

*開発プログラムあるいは環境対策を適切に進めるためには開発関連官庁と環境主管庁の調整が必須である。現状の項でみたように、国によっては調整組織あるいは調整制度があるものの、全般的には調整の欠如が指摘されている。複数の政府組織が絡んだ問題については、重複・権限関係の不明さ等のため、混乱が生じ、無駄な労力と時間が費やされるなどの指摘もある。

*中央と地方の調整は環境問題が地域で生じ、地域に具体的な影響を与えることを考えればきわめて重要である。連邦制をとる国では権限がかなり地方に移譲されているが、そうでない場合は地方の組織が対策を実施する点で困難を伴う場合がある。対策の対象が国営企業等である場合、中央の支援なしでは地方は何ともしがたいという例もある。

③ 人材の確保と養成

《行政》

*行政部門での人材の養成はどの国でも急務となっている。サンパウロ州、メキシコ等の行政部門での人材がかなり充実している国では政策レベルでの人材養成が重点になるようである。マレーシアでは中堅スタッフ、及び地方の行政官に焦点を合わせた研修プログラム（JICA案件）を検討している。このように、途上国の環境行政の進展を反映し、途上国が最も必要としている分野・レベルは様々であるが、ターゲットを鮮明にした人材養成計画の作成と実施がきわめて重要となっている。

*環境衛生部門でJICAがタイで実施している水道訓練センターにみられるように、総合的・体系的な研修というアプローチも有効である。

*“開発と環境の問題”に対処するためには、開発官庁の人材に対する環境面からの研修も必要欠くべからざる点である。

《ラボラトリー》

*環境行政の技術的支援部隊としてのラボラトリー部門も多くの問題を抱えている。ラボラトリーの人材に関しては、優秀な技術を修得した者が条件のより良い民間企業等に移ってしまい、確保が難しいということが、よく指摘されている。個人としてではなく、技術者集団としての養成が求められるといえる。

*単純な汚濁物質以外の物質が産業等の発展に伴い排出されることに対処するためにラボラトリーに高度な測定技術が要請される段階に入っている国も多い。このような物質に対する測定データ精度を確保するための人材の養成も考えられなければならない。

*ラボラトリーでは機器を適正に使い正確なデータを出すことが当面の重点ではあるものの、将来的には機器のメンテナンス・補修さらには途上国の条件に合った環境対策の技術開発（低価格・現地素材の活用・管理の容易さ・広い土地の活用・人件費の安さ等）を対象にした人材開発に取り組む必要性が出てくるものと考えられる。このような将来の課題を念頭に置いた人材養成協力の検討も必要であろう。

《企業》

*企業における人材の養成（例えば公害防止管理者）も必須である。

《総括的アプローチ》

*全体として関連する組織（開発行政・環境行政・各組織のラボラトリー・民間・大学等）の人材を幅広く対象にした総括的な人材養成が求められているといえる。しかし、緊急度、

全体への波及効果も考え、どの部分から（例えば公害対策）、あるいは、どの組織を中心にして（例えば環境庁）展開するか、途上国の実状を踏まえ、検討されなければならない。

④ 予算の確保

《一般的問題》

* 環境への予算措置が貧弱であることは現状編で述べたとおりである。これは従来から途上国が指摘しているように、開発レベルが低く、国家予算上、環境に振り向ける余裕が少ない、あるいは企業的にも環境への投資の余裕がない、等の条件があることは否めない。

《施設・機材等のランニングコストの問題》

* 環境衛生関連の施設（上水・下水・廃棄物等）の運転・維持管理・リハビリテーションは投資効率向上のためにも重要な要件となっているが、途上国側の予算・人材の確保が困難であり、当初の期待された成果が得られない場合がある。

* ラボラトリーでも同様のことがいえる。特に、高度な機器のメンテナンス・スペアパーツの調達・分析用の試薬／ガス等の確保については、予算上の制約もあり、どこの国でもクリティカルな問題となっている。

《住民参加と教育・啓蒙》

* 環境衛生分野ではプロジェクトそのものの対象が住民であることから、特に早い段階での住民の参加が不可欠である。住民の意見を反映させなかったため、費用負担・施設管理等を住民の諸能力以上に設定し、プロジェクトそのものの目的が達成されないこともある。また、衛生観念の違い（トイレの後に手を洗わない等）により、当初、援助国側が当然と考えた援助効果（井戸の設置により下痢が少なくなる等）が上がらなかった例は、衛生教育の重要性を指摘するものである。

* 環境対策を担当している行政官から“住民の環境対策の意識が低いため、住民からの広範な支援なしで対策を進めなくてはならない点が大きな制約になっている”との指摘がなされている。すなわち住民の意識と参加の問題であるが、国家の各々の成り立ち、社会・経済の発展度という背景もあり、長期的に取り組まなければならない問題である。ちなみに1985年にUNEP主催で開かれたアジア太平洋州環境教育専門家会議で検討された行動計画では、ターゲットとして教育関係者、行政官、住民に加え、企業の経営者、マスコミ、NGOsを対象とすること、教育・啓蒙の手段として文字によるものに加え、ビデオ・スライド・ポスター等の視聴覚教材の重要性を指摘している。要するに、対象を国民各層・諸団体に広げ、住民の根元まで到達し、かつ理解され得る手段をもって教育・啓蒙を行わなければならないということである。

3. 幾つかの国における環境ラボラトリー及びモニタリングの事例

<p>大韓民国 (1), (2)</p>	<p>*ラボラトリーとしては国立環境保全研究所があり 109人のスタッフ (1985年) を擁している。 *大気については434カ所の観測点を設置している (うち125カ所は自動計測)。 *水質については77カ所でモニタリングを実施している (うち31カ所が自動計測)。</p>
<p>中国 (1), (3)</p>	<p>*大気についてはSO₂、SPM、下降煤塵を主要都市部で測定している。NO_xの測定については上海等6都市の報告がある。 *酸性雨はかなり広範に測定している (1981年の例: 全国23省、121市、自治区からの報告数 2,400)。 *水質については報告例から判断し、河川・湖沼の1,100水域で測定がされている。</p>
<p>タイ (1), (4)</p>	<p>*環境庁のラボラトリーはここ数年のうちに急速に整備されてきている。東部臨海開発に伴う環境監視部門の強化に伴う機器整備を活用し、かなり高度の測定を手掛け始めている (測定技術の向上のためここ5年ほどJICA専門家が派遣されている)。さらに現在環境研究研修センターの設置 (JICA協力案件) に向け検討が進められており、一層の拡充が期待されている。 *大気については、1983年に環境庁がバンコク市内の8カ所に常時監視局を設置しCO、SPM、Pb等について観測を実施している。また、チェンマイ、東部臨海地域等の大気監視のため移動測定車2台を保有している。 *水質については、環境庁が常時監視ではなく一定期間のプロジェクトとして東部臨海開発地域、主要河川 (チャオプラヤ川等)、タイ湾で観測を行っている。</p>
<p>インドネシア (1), (5)</p>	<p>*公共事業省の水文工学研究所でジャカルタ湾及びその周辺の水質の観測を行っている。同研究所はガスクロ、原子吸光等のかなりハイレベルの機器を備えている。 *モニタリングの全国ネットワークを構築中であるが本格的実施には至っていない。観測そのものは各州政府に担当してもらうとのことである。</p>
<p>インド (6)</p>	<p>*水質については、BOD・DO・SS等を188のモニタリングステーション (大型: 23、中型: 45、小型: 120) で実施している。 *大気については国立環境技術研究所が10の都市で実施している。デリーにはSPM・SO₂の測定所2カ所とCOの測定所1カ所を設置し観測を行っている。</p>
<p>メキシコ (7)</p>	<p>*ラボラトリーは1986年に設置されている。検査対象は水・土壌・大気・バクテリアである。検査機器は現在徐々に整備される過程にあるが、ガスクロ・原子吸光がすでに設置されている。試薬はガスクロ用を除きメキシコ産を使っている。問題としては優秀な分析担当者の確保と養成がある。 *大気については、DDF (連邦特別区=メキシコ市) に25カ所の自動測定ステーションが設けられ、テレメーターでセンターにデータが送られ、コンピューターで処理されている。この他、16局の手動測定局がある。測定項目はSO₂、CO、NMHC、H₂S、TSP、O₃、NO_x、気象である。現在、メキシコ市大気汚染対策調査 (JICA協力案件) が実施されており、観測体制の一層の充実が期待される。</p>
<p>サンパウロ州 (7)</p>	<p>*ラボラトリーは環境技術公社 (CETESB) の一機関として設置されている。機器のレベル、スタッフの質、陣容の充実度どれをとっても日本点検の試験所のレベルと同等あるいはそれ以上のものである。機器の検・修理もラボのスタッフが行っている。また同ラボラトリーは環境対策の技術開発も行っている (具体的にはUp-Flow Reactor型の汚水硝化プラント (4,000人規模) を設計・建設・運転している)。 *水質については、42カ所のステーションで観測を行っているが、現在これを100カ所に拡充する過程にある。観測結果は公表され、データ解析にも力を注いでいる。 *大気については、1981年以来25の固定自動測定ステーションが設置され環境技術公社のテレメーターに連結されている。この他、2台の移動測定車と18の手動測定網がある。</p>

<p>パラグアイ</p>	<p>*厚生省のラボラトリーはスタッフ4-5名、機器は手分析用のガラス機器 ・PH等の簡易測定器というきわめて初歩的なものであり、本格的な蒸留水 ・精製水製造装置もないという状態であった。現在、イパカライ湖水質汚濁対策調査（JICA協力案件）が進行中であり、ラボの拡充・強化、スタッフの養成が期待される。 *水質については、イパカライ湖及び周辺の河川、幾つかの工場廃水について観測しているが、小規模である。</p>
--------------	--

(著者原表)

引用・参考文献

- (1) Country Report for the Group Training Course in Environmental Administration, 1987 & 1988, 国際協力事業団.
- (2) Environmental Conservation in Korea, Office of Environment, Republic of Korea.
- (3) 菱田一雄、中国の環境問題の現状、産業公害 Vol. 22 No. 7.
- (4) 関壮一郎・秋山 高、タイ国王環境研究研修センター基本計画、国際協力事業団.
- (5) Country Monograph (Indonesia), Expert Group Meeting on the Integration of Environment into Development: Institutional & Legislative Aspects, ESCAP.
- (6) 同上 (India).
- (7) 帰国研修員フォローアップチーム報告書-公開技術セミナー(環境衛生)昭和63年、国際協力事業団.

Ⅲ 我が国の援助の現状

1. JICAの環境関連の事業の現状
2. OECFの環境関連の事業の現状
3. NGOの環境分野での協力の現状

1. JICAの環境関連の事業の現状

〔組織・制度〕

- 1) JICA事業における環境配慮のための全セクター、事業形態を横断的にカバーする基本的ガイドラインは現在まで確立されていない。現在、その確立に向けて調査・研究を行っている段階である。
- 2) 開発調査（マスタープラン調査、F/S等）を担当するJICA各事業部は、分野別に標準要領あるいは、マニュアルを作成しているが、そのうち環境配慮の項目を含んでいるものもある。
例：(1) 水資源開発基本計画（社会開発協力部）
 (2) 下水道計画（社会開発協力部）
 (3) 道路計画（社会開発協力部）
 (4) 農村総合開発計画（農林水産計画調査部）
- 3) 他方、JICAのプロジェクトサイクル（案件発掘・形成からポスト・エヴァリュエーション）の中で、環境配慮の問題を組織的かつ一貫してチェックする体制は、まだ十分確立されていない。

〔個別案件〕

- 4) 環境問題に関連するJICA事業（開発調査、プロ技協、研修員受入れ等）は、次の四つのタイプに分類される。
 - (1) 環境衛生関連
 - ① 上下水道
 - ② 都市廃棄物調査等
 - (2) 環境汚染対策関連
 - ① 大気汚染対策調査
 - ② 湖、河川の環境保全調査等
 - (3) 自然資源管理関連
 - ① 沙漠化対策調査
 - ② 土壌保全対策調査
 - (4) F/S等の実施にあたり調査項目に、環境への影響調査を実施しているもの

以上(1)～(4)に関連する開発調査案件の配置図は、別添1、またプロ技協案件の配置図は別添2のとおり。

〔援助動向〕

- 5) 別添1及び2の案件マップから読み取れる本分野における近年の援助動向の特色としては次の点が挙げられる。
 - (1) 森林資源の保護、効果的活用を目標とするプロ技協案件が増えている。

ケニア林業育苗訓練計画

インドネシア熱帯降雨林研究

フィリピン パンタバンガン森林造成技術協力

インドネシア 南スマトラ森林造成技術協力

タイ造林研究訓練協力

また、開発協力事業においてもペルー・アマゾン林業開発やナイジェリア・半乾燥地域森林資源保全等の現地実証調査を実施している。これらは、現地の自然環境や生態系と調和した林業開発のための調査である。

(2) プロ技協では、林業関連のほか、鉱山公害防止、プライマリーヘルスケア関連の案件がある。

地域の経済・社会構造及び主たる環境問題と案件の配置状況は、ある程度一致している。

① 鉱業が国の基幹産業となっている南米においては、鉱山公害防止関係のプロジェクトが実施されている。

② メキシコ市、上海市等、都市化及び工業化が進む地域では、大気汚染対策調査が実施されている。

③ 沙漠化が問題となっているアフリカ地域では、開発調査、プロ技協で林業関連の案件が増えているほか、マップには表れないが、協力隊員のグループ派遣と個別専門家派遣とを組み合わせた「緑の国際協力」がセネガル、タンザニアで展開されている。本協力は、沙漠化防止のため、大規模植林でなく、農民に無償で苗木を提供し、住民自身の手による多目的共有林の造成に対する技術協力である。また、メキシコにおいても砂漠地の農業開発のための研究協力が行われている。

6) 環境関連の集団研修コースは、別添3のリストのとおりであるが、我が国の得意分野である都市関連コースが中心となっており、自然資源管理関連コースは限られている。

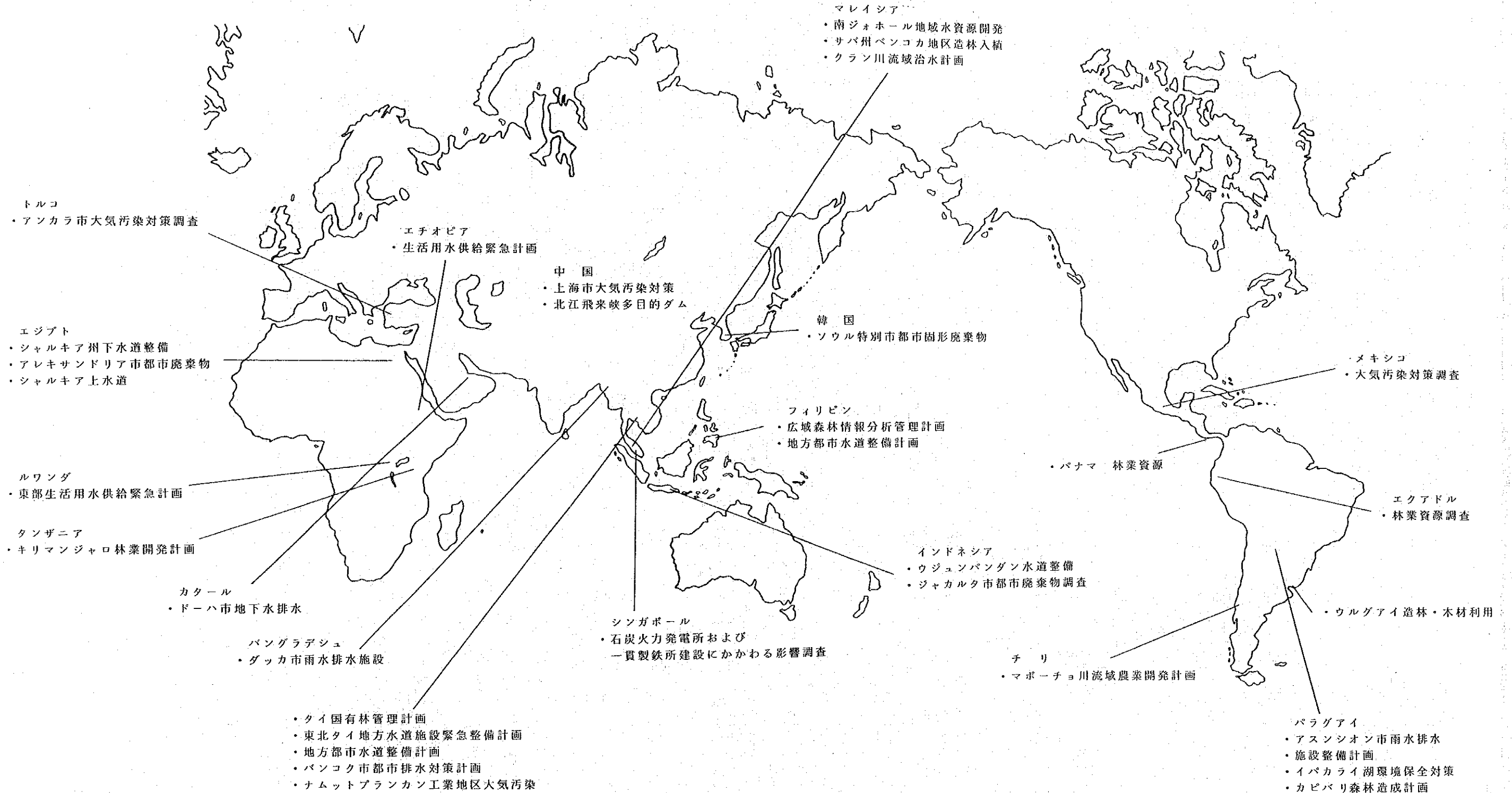
7) 専門家派遣事業においても、環境関連の専門家の派遣数は別添3に見られるように着実に増加している。また、アラブ首長国連邦においては砂漠緑化のための研究協力が行われている。

8) 技術協力の各形態（研修員、個別専門家、プロ技協、開発調査）における環境関連実績（人数、案件数）の占める割合は、別添4の表が示すとおり、10年の間に拡大傾向にある。とりわけ、プロ技協と開発調査における環境関連の案件数の伸びは大きく、開発途上国における環境関連分野のニーズの大きいことを示している。

環境関連の開発調査案件マップ

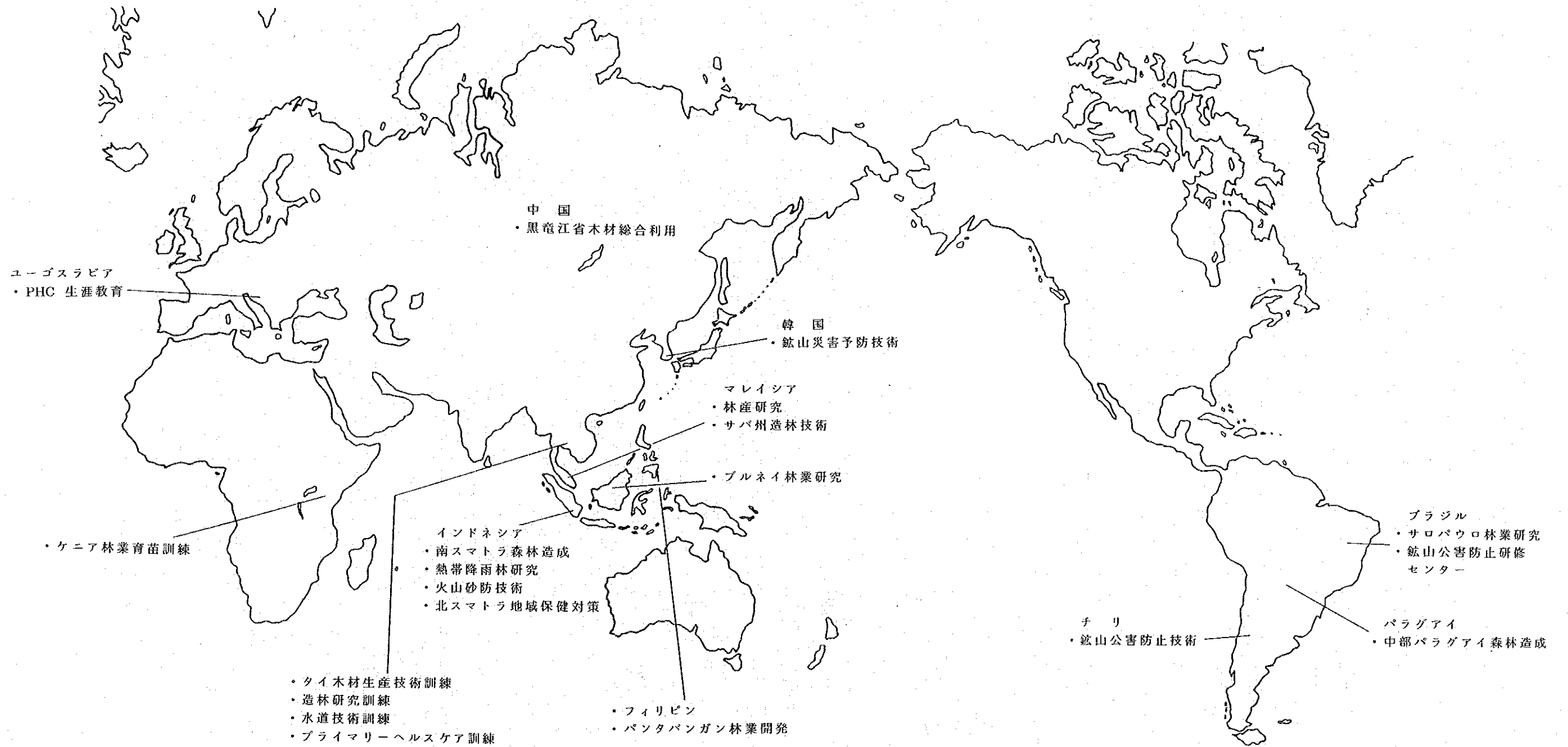
注

昭和59年度から61年度にかけてS/W署名
済みもしくは、本格調査中のものをリスト
アップした。



環境関連のプロジェクト方式技術協力案件マップ

⑨ 昭和59年度から61年度にかけて協力期間にあるものをリストアップした。



(別添3)

環境関連の研修プログラム

コース名	参加人数		
	59年度	60年度	61年度
環 境 行 政	11	12	11
環境技術（水質保全）	13	9	9
環境技術（大気保全）	—	—	10
海 洋 保 全	4	4	4
産 業 環 境 対 策	—	—	10
上 水 道 施 設	14	15	14
下 水 道 技 術	14	11	13
廃 棄 物 処 理	11	12	9
住 宅 建 設	14	13	16
森 林 造 成 技 術 者	16	15	14
鉦 山 保 安	10	9	9
原 子 力 基 礎 実 験	—	10	11
衛 生 行 政 セ ミ ナ ー	15	13	14
公 衆 衛 生 技 術 者	5	5	5
海 洋 物 理 調 査	9	8	8

環境関連の技術協力形態別年度別実績

	区 分	研修員（集団）			専門家（個別）			プロ技協			開発調査		
		50 年度	55 年度	60 年度	50 年度	55 年度	60 年度	50 年度	55 年度	60 年度	50 年度	55 年度	60 年度
地球 環境 ・ 資源 問題	大 気 汚 染				1		7					1	3
	水 質 汚 染	13 (1)	12 (1)	9 (1)	1	3	5						
	海 洋 汚 染	8 (1)	9 (1)	12 (2)									
	原子力その他汚染			10 (1)			5						
	生態系の維持				2	6	9			1			
	森林造成・緑化	7 (1)	13 (1)	15 (1)	1	13	8		3	5		4	5
	砂 防 ・ 土 壤				7	16	16		0	2	1	2	
	環 境 行 政	11 (1)	11 (1)	12 (1)	0	1	6						
人 間 居 住 環 境 問 題	保 健 衛 生		12 (1)	18 (2)	2	2	4	1	3	4			
	上 水 道	13 (1)	15 (1)	15 (1)	6	4	8				1	3	6
	下 水 道 ・ 排 水	10 (1)	11 (1)	11 (1)	7	1	5					4	5
	廃 棄 物 処 理	5 (1)	11 (1)	12 (1)			5					1	3
	住 宅		14 (1)	13 (1)	3	9	15					2	
	鉍 山 公 害			9 (1)			2			2			
小 計（環境）	67 (7)	108 (9)	136 (13)	30	55	95	1	6	14	2	17	22	
総 計（技術協力）	1458 (143)	2076 (181)	2269 (199)	664	1114	1236	89	116	141	74	230	262	
比 率（％）	4.6	5.2	6.0	4.5	4.9	7.7	1.1	5.2	9.9	2.7	7.4	8.4	

2. OECFの環境関連の事業の現状

OECFは、これまでで上下水道、廃棄物焼却等の環境改善を主目的としたプロジェクトに対して、下表に示す借金を供与してきている。

“環境プロジェクト”に対する借付供与例 (1984～)

国名	案件名	借入人	事業実施者	承諾額(百万円)	L/A 調印	事業目的	事業内容
韓国	下水処理場建設事業(ソウル中浪)	大韓民国政府	ソウル市	16,700	1984/08/08	ソウル市の人口増加、産業増進に伴い増加している下水処理場の向上を図るため、下水処理場の建設を社会、人とすることを図るもの。	(1) 下水処理施設(700千t/日)の建設及び暗渠(92km)の埋設。 (2) 下水処理施設建設に必要な管機材、土木工事費及びびツ物フィング・サ・E・S。
韓国	下水処理場建設事業(釜山水宮)	大韓民国政府	釜山市	6,300	1984/08/08	韓国第2の都市である釜山市には未だ下水処理施設を建設するため、下水処理場の建設を社会、人とすることを図るもの。	(1) 下水処理施設(230千t/日)の建設及び暗渠(33km)の埋設。 (2) 下水処理施設建設に必要な管機材、土木工事費及びびツ物フィング・サ・E・S。
韓国	下水処理場建設事業(釜山長林)	大韓民国政府	釜山市	9,260	1985/12/20	釜山市西部を流れる洛東江河口の埋立地及び現在建設中の洛東江河口堰後水質の改善を確保することによる生活用水の向上を図るもの。	(1) 下水処理施設(330千t/日)の建設及び暗渠(40km)の埋設。 (2) 下水処理施設建設に必要な管機材、土木工事費及びびツ物フィング・サ・E・S。
韓国	下水処理場建設事業(光州)	大韓民国政府	光州市	7,560	1985/12/20	光州市内の光州川と栄山江の合流地点に下水処理場を建設し、光州市内の生活環境を改善することにより、湖の水質向上を図るもの。	(1) 下水処理施設(300千t/日)の建設及び暗渠(52.6km)の埋設。 (2) 下水処理施設建設に必要な管機材、土木工事費及びびツ物フィング・サ・E・S。
韓国	下水処理場建設事業(春川)	大韓民国政府	春川市	3,280	1985/12/20	首都圏の重要な上水源である春川市に下水処理場を建設し、首都圏の上水資源の保全及び春川市観光資源保全を図るもの。	(1) 下水処理施設(75千t/日)の建設及び暗渠(22.3km)の埋設。 (2) 下水処理施設建設に必要な管機材、土木工事費及びびツ物フィング・サ・E・S。
韓国	都市廃棄物処理施設建設事業(E/S)	大韓民国政府	大邱市、城南市	400	1984/08/08	人口増加及び生活水準の向上により増大する都市廃棄物を城南市に都市廃棄物処理施設を建設するもの。	(1) 大邱市及び城南市に各々200t/日及び100t/日の規模の焼却工場を建設するため詳細設計、入札書類の作成等のエンジニアリング・サ・E・S。 (2) コンサルタント費用

(注) 事業内容項目の(1)は事業内容(2)は借付対象

国名	案件名	借入人	事業実施者	承諾額(百万円)	L/A 調印	事業目的	事業内容
韓国	廃棄物処理施設建設事業	韓国政府	大邱市、城南市	5,372	1987/08/18	人口増加及び生活水準の向上により増大する都市廃棄物の処理するたため、大邱市及び城南市に都市廃棄物処理施設を建設するもの。	(1) 大邱市及び城南市に各々200t/日及び100t/日の規模の焼却工場及び関連施設の建設。 (2) 上記工事に必要な資機材及びコンクリート改の外貨分費用の全額及び内貨分費用の一部。
エジプト	アブー・ラフシユ下水処理場建設 (E/S)	エジプト共和国政府公共施設住宅省	エジプト大カハロ下水事業実施公社	750	1985/06/28	大カイロ都市圏の人口増加、工場開発の進展に伴う汚水処理の増加に対処するたため、大カイロ都市圏の汚水処理する下水処理場を建設する。	(1) カハロ西岸から市中心から18kmのワフワフに下水処理場(予定計画処理量平均40万t/日、ピーク時60万t/日)を建設する事業に係るインフラ計画及び入札の作成。 (2) マダラガランの建設。詳細設計及び入札の作成。
コロンビア	アグアフランカ上下水道整備事業	コロンビア共和国政府公共施設住宅省	コロンビア下水事業公社	18,285	1986/05/12	マダラガラン地区及び隣接地区に上下水道設備及び下水処理施設を整備・建設することにより、自給水の供給及び生活・自然環境の改善を図るもの。	(1) 1) 上下水道 ①浄水場拡張 ②送・配・給水管の新設 ③配水池の新設 ④下水道の整備 ⑤ポンプ場の整備 ⑥下水処理場の建設。 (2) 上記1) ①及び② ③に係る資機材、コンクリート、パイプ、その他に必要なる外貨分費用。

(注) 事業内容項目の(1)は事業内容(2)は借款対象

3. NGOの環境分野での協力の現状

NGOは、先進国、開発途上国の環境保全に関する草の根レベルの活動に貢献し、環境保全を促進させるうえで大きな役割を果たしている。ナイロビに設立された国際的NGOである環境連絡センター（ELC）には、7,000以上のNGOが登録されている。センターの季刊のニューズレター「エコフォーラム」は、世界各地のNGOに送付されている。これらのNGOは、環境情報のネットワークづくりを行いながら地球環境の保全に貢献している。

日本においては、地球環境の保全を行うNGOが公益法人を中心にして幾つか設立されている。しかし、日本のNGOは、欧米諸国の団体に比較すると、組織、人材、財政面において、まだ脆弱な状態にある。

NGOについて入手した資料に基づいてまとめると、多くの場でNGOが活躍している。しかし、その情報は、十分には整備されていない。しかし、拾い集めれば相当な情報量である。政府開発援助機関の活動の全体からみると、日本のNGOの開発協力に対する参加、活動は、他の先進援助国に比べて、今日、いまだ脆弱な状態である。

環境分野で活動している国内のNGOの数は19団体ある。その活動内容等についてまとめると次の表のとおりである。

団 体 名	活 動 内 容	※カテゴリー分類
(財) 国際湖沼委員会	世界の湖沼地域の環境保全	・国際的環境NGO
(財) 世界自然保護基金	野生生物保護等の世界的組織支部	”
アジア学院	育林プロジェクト、海外研修生の受入れ	・民間の主導により設立 ・国際開発協力を主目的 ・過去2年間以上の実績
(社) アジア協会 ・アジア友の会	植林協力事業、自然と生態系を学ぶ「土と水と緑の学校」主催	”
(公益信託) アジア・コミュニティ・トラスト	スマトラ地域トバ湖沿岸植林プロジェクト、ネパールにおける植林と森林保護プログラム	”
(財) オイスカ産業開発協力団	海外研修センターでの人材育成 アジア地域の緑化活動	”
風の学校	開発途上国の実情に見合う適性技術開発、国内研修生の受入れ	”
日本国際ボランティアセンター	農業、植林による復興プロジェクト、地域開発	”
(財) 緑の地球防衛基金	植林、環境調査 緑と環境についてのシンポジウム開催	”

団 体 名	活 動 内 容	※カテゴリー分類
アジア井戸ばた会	適性技術・有機農法・環境保護などの運動への参加及び協力	・民間の主導により設立 ・国際開発協力を主目的 ・活動実績が2年以下
サヘルの会	サヘル地域における灌漑農業、植林	”
ヒマラヤ技術協力会	地域と住民参画方式による技術協力	”
(財)大竹財団	生活環境水準の向上等に関する調査、研究、啓蒙	・国際開発協力事業を組織の活動の一部
(財)笹川平和財団	環境問題に関する基礎調査、開発途上国所在NGOに対する資金援助	”
(財)トヨタ財団	研究・活動助成	”
立正佼成会	中国砂漠緑化	”
アジアの熱帯林を考える会	熱帯林問題に関する啓蒙活動	・国内での開発教育、情報普及を主目的
地球の友	熱帯雨林の環境保全に関する啓蒙活動	”
熱帯林行動ネットワーク	熱帯林保護に関する啓蒙活動	”

※カテゴリー分類は「NGOダイレクトリー」による。

IV 主要援助機関の環境配慮体制

世界銀行あるいはアジア開発銀行等の国際援助機関及びUSAIDあるいはCIDA等の二国間援助機関の開発援助における環境配慮の実施手続き、組織・体制等は援助機関により様々であるが、環境専門家の配置、環境関連のガイドラインの作成等、環境配慮の実施のための具体的な取り組みが行われている。

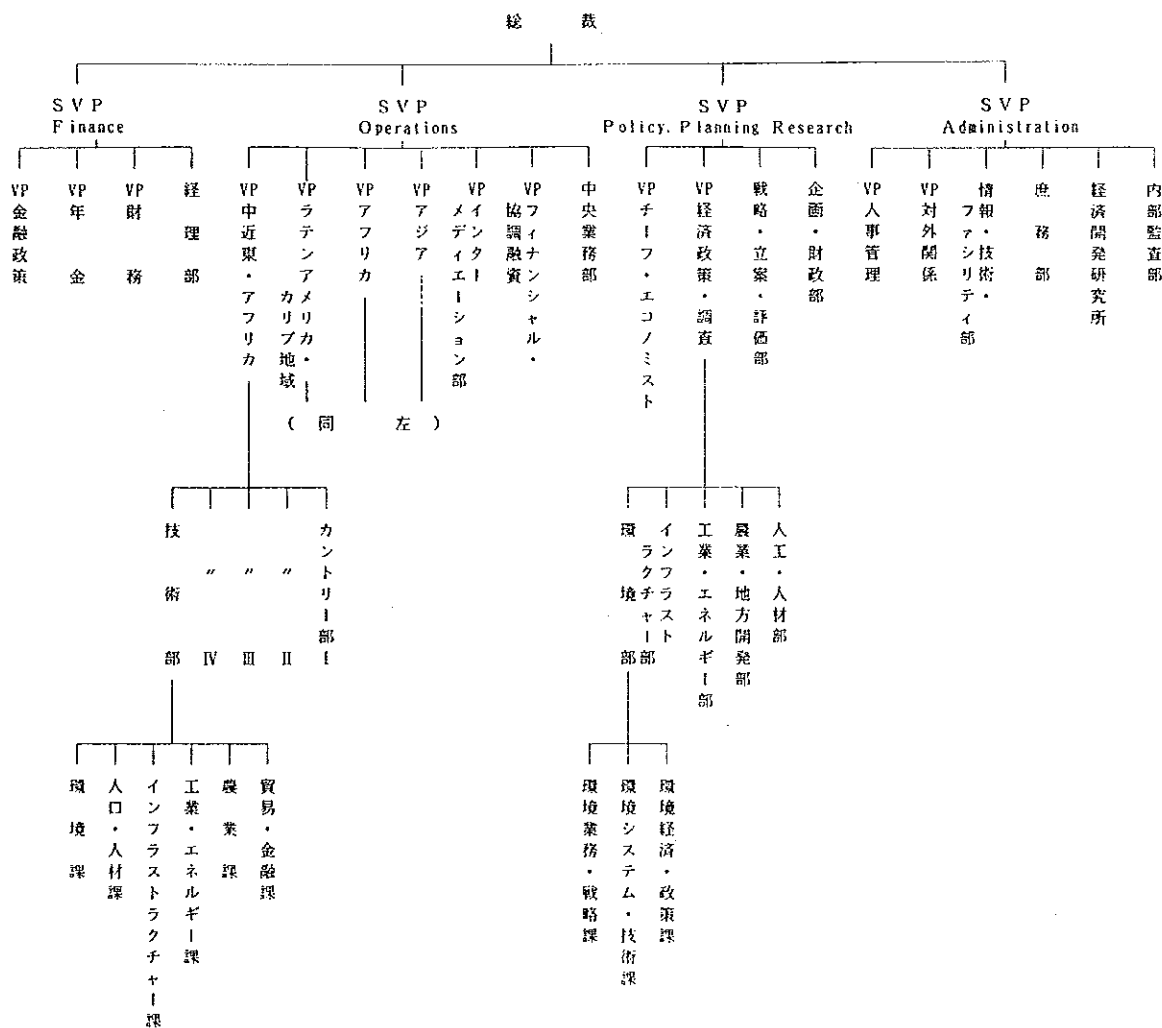
下記に主要援助機関の環境配慮の実施に関する組織について簡単に述べるとともに、その実施に関する施策、法的根拠・指針等について別表にまとめる。

1. 世界銀行 (IBRD)

政策・企画局の環境部及び業務局内の地域担当技術部内の環境課に環境専門家が合計で50~60名配属されている。

環境部は主に環境政策の立案や環境問題に関する調査を行い、その成果を業務担当部局へ提供している。また、環境課は、プロジェクトの環境審査や各国業務担当課への環境面での助言を行う。

(世銀機構図概略)



2. アジア開発銀行 (ADB)

インフラストラクチャー局内に環境室が設けられており、インフラ関係のプロジェクトのみならずADBの全プロジェクトの環境面での検討を行うとともに、ADB職員に対して環境に関する研修、助言を行ったり、環境関連の資料の編集等も行っている。

環境室には、現在3名の専門家が配属されている。

3. アメリカ国際開発庁 (USAID)

環境専門家が長官官房及び地域各局ほか、関係部局に合計26名配属されている。また、80以上ある海外事務所にもそれぞれ1～2名の環境専門家が配置されている。

USAIDの環境専門家数

部 局	専 門 家 数
長 官 官 房	1
ア フ リ カ 局	5
ア ジ ア ・ 中 近 東 局	5
中 南 米 局	3
政 策 局	3
技 術 局	9
計	26

このほか、海外事務所（80カ国以上）にも各々1～2名、環境専門家が配置されている。

長官官房及び各地域局には、それぞれ1名の環境調整官 (Environmental Coordinator) が配置されている。

長官官房の環境調整官は、USAIDの環境政策や手続きが適切に実施されているか監督し、対外的には議会や環境関係NGOとの対応に関する仕事を担当している。地域局の環境調整官は海外事務所から提出される環境アセスメントに関する書類をチェックし、各プロジェクトにおいて環境面が的確に評価されているか否かを審査することを任務としている。

4. 西ドイツ復興金融金庫 (KfW)

環境を専門に担当する部局は設置されていない。ただし、環境専門家が政策局に1名配置されており、すべての融資審査報告書の環境面をチェックする任務を負っている。

技術局には47名のセンター専門家がおり、プロジェクトの環境面の審査を行っている。しかし、近く、各センター専門家に対して環境面に関する助言を行うとともに環境に関するガイドブックの見直し及び環境政策への助言等を担当する環境専門家を1名配属する予定である。

5. カナダ国際開発庁 (CIDA)

センター専門家からなる Professional Service Branch 内の天然資源課に環境担当室が設けられている。同室には5名の環境専門家が配置されており、近く数人の増員が予定されている。

同室は、各プロジェクト担当者に環境面からアドバイスを行うとともに、各プロジェクト・サイクルにおいて所定の環境アセスメント手続きが行われているか否かを管理している。また、プロジェクト担当者のための環境マニュアルの開発と、彼らのための研修プログラムの策定等も行っている。

6. イギリス海外開発庁（ODA）

事業の実施に関して、環境面の方針の策定や各地域部が実施するプロジェクトの環境に関する事柄について助言を行う自然資源・環境部がある。本部には環境アドバイザー1名及び自然資源アドバイザーが4名配置されている。このほか海外事務所あるいはプロジェクト現場に農林水産業等、自然資源にかかわるセクターアドバイザー22名が配慮され、現場で環境面の助言を行っている。

7. フランス協力省・CCCCE

協力省では、農林開発部内の2名の環境専門家が関連情報の収集と環境問題する部内の調整等を行っている。

また、CCCCEでは、部内政策課に環境専門家1名が配置され、プロジェクトの実施に際し、環境問題に関する組織内のコンセンサスを得るための調整や、外部機関との連絡調整を行っている。

主要援助機関の環境配慮の体制

	施 策	法的根拠・指針等	組 織	手 続 き
世界銀行 (IBRD)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林プロジェクト融資増大 ・環境的に脆弱な途上国の評価 ・環境部門強化(機構改革) ・環境保全をコンディショナリティとした構造調整融資 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Environmental Policies & Procedures ・ Environmental Guideline (汚染物質の排出基準) ・ Wildland management ・ Cultural property management ・ Tribal people等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部 <ul style="list-style-type: none"> 〔環境経済・政策課〕 〔環境法・技術課〕 〔環境業務・戦略課〕 ・ 地域局・環境課 (4~5名×4地域) ・ 専門家… Public health. Ecologist. Anthropologist. Agro-conomist. 等多数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各プロジェクトの環境面の審査は環境課が責任 ・ 環境部は政策立案、研究結果の環境室へのインプット ・ Operational Manual等には環境面についてあまり規定がなく、フォーマルな手続きは特になし
アジア開発銀行 (ADB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国の組織強化、法制度整備、環境管理プログラム策定支援等(技術協力中心) ・ EIA実施 ・ 地域環境情報センターとしての役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Environmental Guideline for Selected Infrastructure Projects ・ 環境プロファイル ・ その他の「環境経済分析」「農業使用に係るガイドライン」等出版物多数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境班(インフラ局内)に専門家3名(近々1名増員予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ F/Fミッション派遣前に、環境への影響度合をもとにプロジェクトを分類するとともに、以降とるべき業務上手続き(専門家を含めるか否か等)を指示 ・ F/Fミッション帰国後、そこで得た情報をもとにIEE(保全対策立案等)を実施
USAID (米 国)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱帯雨林、生物多様性を重視 ・ 環境関連NGO支援 ・ プロジェクトにおける環境アセスメント実施 ・ 他援助機関に対する諸情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Foreign Assistance Act (Sec.117-119) ・ AID環境手続法 (CFR, Part216) ・ 多国間援助機関の環境手続きを監視するシステム構築 ・ 小規模プロジェクト計画のための環境ガイドライン ・ 環境プロファイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Office of Forestry, Environment & Natural Resources ・ 地域局、海外事務所等にも環境担当専門家配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続法にのっとり実施 ・ IEE(Initial Environmental Examination) ・ Scoping(環境アセスメントTOR) ・ BA(環境アセスメント) ・ PP(プロジェクト・ペーパー)とともに承認
K f W (西ドイツ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じた土地利用、森林保護、土壌保全重視 ・ 多国間の熱帯雨林プログラムや沙漠防止プログラムへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への影響度に応じたプロジェクト ・ 分類表(1984年、審査ガイドラインに導入) ・ Materials for identifying and assessing environmental effects in development cooperation <ul style="list-style-type: none"> 〔サブ・センター(60) 毎の環境チェック・リスト、環境調査TOR、途上国の環境機関リスト、途上国の環境基準リスト〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部局なし ・ 環境専門家1名(近々1名雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には審査段階から関与するが、要請プロジェクトが審査に耐え得るものでない場合には、無償ファンドを供与して補充調査を行う。環境面においても同ファンドを活用 ・ 上記「Materials」を参考にプロジェクト担当者が環境面を審査

	施 策	法的根拠・指針等	組 織	手 続 き
CIDA (カナダ)	<ul style="list-style-type: none"> • EIA実施 • 環境向上プロジェクト実施 • 途上国の制度強化 • 基礎データ収集 	<ul style="list-style-type: none"> • Environmental Assessment Framework (1986年より) • 環境アセスメント実施のための手続きを記述した指針 	<ul style="list-style-type: none"> • Office of the Environmental Affairs (Professional Service Branch内) • 環境アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ①プロジェクトの振分け ②定性分析 ③必要であればEIA実施 ④環境面でFeasibleでなければ大臣に進言
ODA (イギリス)	<ul style="list-style-type: none"> • 調査研究開発プログラム • 人材養成プログラム • 環境関連プロジェクトの実施 • NGOs との共同プロジェクト • 他機関との連携と人的・財政的支援 	<ul style="list-style-type: none"> • Policy Guideline Note • Project Framework System 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然資源・環境部 (チーフ・アドバイザー以下自然資源関係専門家23名) • 海外開発事務所付きアドバイザー • 海外開発自然資源研究所(ODNRI)に約380名の関連分野の専門家 	<ul style="list-style-type: none"> • Project Framework System作成時に関連各部署で環境問題のチェック • 環境へのインパクトが大きいプロジェクトには細心の注意(追加調査、調査団派遣) • 環境対策コストを必要に応じてプロジェクトコストに含める。 • インパクトによってはサクルの随所で環境面のチェック • 評価報告は環境に関する項目あり
フランス協力省 CCCE	<ul style="list-style-type: none"> • 途上国の環境政策の支援 • 人材養成プログラム • 水関連プロジェクトの重視 • NGOs への財政的支援 • 自然環境保護 • 管理システム構想 	<ul style="list-style-type: none"> • 不明 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境・開発ミッション(関係各省からなる政策決定機関) • 協力省: 環境専門家(農村開発部に2名) • CCCE: 環境専門家(分野政策課に1名) 	<ul style="list-style-type: none"> • 農村開発部門で環境問題を扱っているのみ

分野別（環境）援助研究〈現状分析〉執筆担当

氏 名	所 属	執筆分担
今井千郎 (主査)	国際協力総合研修所 国際協力専門員	Ⅱ-1~3
城殿博	国際協力総合研修所 国際協力専門員	I-3, IV
山中光二	国際協力総合研修所 国際協力専門員	I-1
須藤和男	国際協力総合研修所 調査研究課	I-2, IV
黒川恒男	国際協力総合研修所 人材養成課	Ⅲ-1
永田邦昭	鉱工業計画調査部 工業調査課	I-5
北林春美	無償資金協力計画調査部 基本設計調査第一課	I-8
不破雅実	企画部企画課	I-6, I-7
森尚樹	海外経済協力基金 調査開発部 調査第一課	Ⅲ-2, IV
徳田博保	海外経済協力基金 開発部 開発企画課	Ⅲ-2
三春敏夫※	(財)国際協力サービス・センター 囑託	I-4, Ⅲ-3

※三春氏は、タスク・フォースのメンバーではないが、現状分析の執筆を一部担当した。

参 考 資 料

I. 経済開発に係る環境政策及び手続きに関する宣言（1980年）	173
II. 開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する O E C D理事会勧告（1985年）	175
III. 開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントの促進に 必要な施策に関する理事会勧告（1986年）	179
IV. アジア開発銀行の初期環境調査（I E E）のためのチェック・リスト	183
V. 環境問題に関する援助機関等調査報告	247
VI. フランスの環境問題に関する開発援助政策（仮訳）	295

I. 経済開発に係る環境政策及び手続きに関する宣言

経済開発及び社会開発は、社会とその環境との間の不可分の関係を用意することにより、主要な環境問題の軽減に必要不可欠であるゆえに、経済開発と社会目標は経済開発に伴う環境問題を回避または最小化するような方法で遂行されるべきことを自覚し、

開発途上国の主要な環境問題は、生活の質のみならず生命自体にも影響を及ぼす貧困のインパクトを反映することの多い問題であるという点において、先進国の環境問題と必ずしも同じ性質のものでないことを認識し、

長期的には環境保護と経済・社会開発は両立するだけでなく、相互に依存し、補強し合うものであることを確認し、

人口増加及びそれに伴う幾つかの地域における土壌資源と生命を支える生態系への圧力に鑑み、環境に配慮された責任のある開発の必要性がますます重要かつ緊要なものとなっていることを承知し、

自らのプライオリティ及び開発パターンを決定する国家主権を承知し、

国連人間環境宣言（ストックホルム）を採択した国々は、国際機関が環境の保護及び改善に調整的、効率的かつ機能的な役割を果たすことを確保するという共通の確信（原則25）を述べていることを想起し、

さらに、国際開発援助機関は、その加盟国政府とともに、融資を行った経済開発活動の持続可能性を確保する責務を有することを考慮し、

それゆえに、署名国は、次のことを行うことを宣言した：

1. 国連人間環境会議の行動原則及び行動勧告への支持を再確認すること
2. 最善を尽くして以下のことを行うこと
 - (1) 上記1.に従うために適切な措置が講じられることを確保するため、融資を検討中の政策、プログラム、プロジェクト等すべての開発活動の系統的審査のための手続きを制度化すること
 - (2) 経済開発活動の計画及び実施に適切な環境上の措置が組み入れられることを確保するために、各国政府及び関係国際機関と協力交渉に入ること
 - (3) 要請に応じ、開発途上国に環境問題に関する研修等の技術援助を行うことにより彼ら自身の能力を開発し、開発途上国間の技術援助を促進すること
 - (4) 人間環境、生活の質及び、それらに関連する資源を保護し、回復し、管理し、または向上させることを特に目的としたプロジェクト提案に積極的に考慮を払い、適宜、支持すること
 - (5) 費用便益分析等の環境保護対策についての審査、実施及び事後評価方法の改善をもたらす調査研究を開始し、または、それらに協力すること

- (6) 経済開発の環境上の側面についての実施職員の研修と彼らへの情報提供を支援すること
- (7) 経済開発活動の環境上の側面に関する手引となる文章及び視聴覚教材を作成し、公表し、普及させること

1980年2月1日ニューヨークにおいて採択

アフリカ開発銀行

アフリカ経済開発アラブ銀行

アジア開発銀行

カリブ開発銀行

米州開発銀行

世界銀行

欧州共同体委員会

米州機構

国連開発計画

国連環境計画

II. 開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関するOECD理事会勧告（仮訳）

1985年6月20日採択

理事会は、

1960年12月14日のOECD条約代5条（b）に鑑み、

1979年5月8日の環境に著しい影響を及ぼすプロジェクトの環境アセスメントに関する理事会勧告に鑑み、

1979年5月8日の環境大臣会合で採択された「予見的環境政策に関する宣言」に鑑み、

特に、その第1項及び第10項において、OECD加盟国政府及びユーゴスラビア政府が、「著しい環境影響を伴いそうなあらゆる経済社会部門の意思決定の早期の段階において、環境への配慮が組み込まれることを確保するよう努める」旨及び「環境悪化の防止を支援するために、すべての国、特に開発途上国と最大限可能な限り協力を継続する」旨を宣言したことを想起し、

多くの加盟国及び非加盟国において、各国内におけるプロジェクトの環境影響評価についてはすでに多年にわたる経験が積み重ねられていることを考慮し、

環境問題を扱う際の共通の原則を加盟国が採択し、開発途上国における環境アセスメントの利用を支持、支援する必要があることを念頭に置き、

開発途上国は自らの環境を管理する責任を有するものの、加盟国の援助機関は必要に応じ環境アセスメントを実施すべきであり、また、その際には被援助国政府の積極的参加を求めるべきであることを認識し、

開発援助委員会（DAC）の支持を受けての環境委員会の提案に基づき、

- 1) 加盟国政府に対し以下のことを確保するよう勧告する。
 - (a) その性格、規模及び立地場所のために環境に著しい影響を及ぼす可能性のある開発援助プロジェクト及びプログラムについては、可能な限り早い段階において、適切な程度に、環境の観点からアセスメントが行われること。
 - (b) 個々の具体的な開発援助プロジェクトまたはプログラムを詳細な環境アセスメントの対象とするか否かの判断に際し、加盟国の援助機関は、被援助国の固有の法制度や社会経済情勢、環境条件を顧慮しつつ、附属書に示されたプロジェクト及びプログラムについて特に注意を払うこと。
 - (c) 危険な物質や工程が含まれる場合、加盟国政府自身及び加盟国の企業が関与するプロジェクトには最善の防止・保護技術及び最善の製造工程が導入されることを促進するための方策も引き続き検討すること。
- 2) 環境委員会に対し以下を指示する。

加盟国の援助機関の実際の経験に照らし、また、開発援助委員会（DAC）との協力のもとに、開発援助プロジェクト及びプログラムの環境影響の評価の実施を促進するとともに、ある種の援

助プロジェクト及びプログラムが環境に及ぼす可能性のある悪影響を早期に防止し、軽減することに寄与するために必要な手続き、手順、組織及びリソースに関する指針を作成すること。

附 属 書

環境アセスメントが最も必要とされるプロジェクト及びプログラム

1. 環境アセスメントが最も必要とされるプロジェクト及びプログラムは、プロジェクトまたはプログラムが環境に及ぼすと予想される直接、間接の影響が重大なものとなりそうかどうかの確認を目的とした多くのクライテリアに基づき判定される。
2. 個々のプロジェクトまたはプログラムが環境に大きな影響を有するか否かの判断に際しては、まず何よりも、そのプロジェクトまたはプログラムの実施場所として計画されている地域の生態学的条件を考慮する必要がある。ある種の非常に脆弱な環境（例えば、湿地、マングローブの沼沢地、さんご礁、半乾燥地）においては、常に、詳細な環境アセスメントが必要である。環境アセスメントを実施する場合、考慮すべき問題としては以下に対する影響が挙げられる。
 - a) 土壌及び土壌保全（侵食、塩化等）
 - b) 沙漠化にさらされている地域
 - c) 熱帯雨林及び熱帯植生
 - d) 水源
 - e) 魚及び野生生物資源の保護・保全にとって、あるいは、その持続的利用にとって貴重な生息地
 - f) 固有の価値を有する地域（歴史的、考古学的、文化的、審美的、科学的）
 - g) 人口または産業活動が集中しており、それ以上の産業開発または都市拡大が重大な環境問題を引き起こしそうな地域（特に、大気及び水質について）
 - h) 特定の脆弱な人口集団にとって特別な社会的価値のある地域（例えば、伝統的な生活様式をもつ遊牧民等の人々）
3. 環境アセスメントが最も必要とされるプロジェクトまたはプログラムは以下の項目に整理される。
 - a) 再生可能資源の利用における重大な変更（例えば、農業生産、森林、牧草地への土地の転換、農村開発、木材生産）
 - b) 耕作法及び漁法の重大な変更（例えば、新作物の導入、大規模な機械化）、農業における化学物質の利用（例えば、殺虫剤、肥料）

- c) 水資源の開発利用（例えば、ダム、灌漑・排水事業、水及び流域管理、水供給）
 - d) インフラストラクチャー（例えば、道路、橋、空港、港湾、送電線、パイプライン、鉄道）
 - e) 産業活動（例えば、金属精練工場、木材加工工場、化学工場、発電所、セメント工場、石油精製・化学工場、農業関連産業）
 - f) 採掘産業（例えば、鉱業、砕石、泥炭、石油及びガスの採掘）
 - g) 廃棄物の管理及び処分（例えば、下水道施設、廃棄物埋立地、家庭ごみ処理施設及び有害廃棄物処理施設）
4. プロジェクトまたはプログラムについての上記リストは、重要度による順番ではなく、また、ある特定のプロジェクトまたはプログラムのタイプが必然的に他よりも環境アセスメントを必要とすることを意味するものでもない。さらに、上記には記載されていないものの、ある地域の環境には著しい影響を有するかもしれないプロジェクトまたはプログラムも存在するかもしれないので、このリストは完全網羅的なものではない。あるプロジェクトまたはプログラムが上記のリストに載っていることは、このようなプロジェクトまたはプログラムが必ず環境に悪影響をもたらすことを意味するものではなく、実際、その中のあるものは環境にプラスの影響をもたらすこともあるが、経験が示すところによれば、このようなプロジェクトまたはプログラムによる環境への悪影響を除去または軽減するためにしばしば特別の対策が必要となっている。したがって、あるプロジェクトまたはプログラムを詳細な環境アセスメントの対象とすべきか否かは、個々の具体的な場合についてのすべての事実を分析した結果によることになる。

Ⅲ. 開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメント の促進に必要な施策に関する理事会勧告（仮訳）

1986年10月23日採択

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構条約5（b）を尊重し、

1979年5月8日の「環境に著しい影響を及ぼすプロジェクトのアセスメントに関する理事会勧告」を尊重し、

閣僚レベル環境委員会においてOECD加盟国政府及びユーゴスラビア国政府により採択された1979年5月8日の「予見的環境政策に関する宣言」（C（79）121の附属書）を尊重し、

閣僚レベル環境委員会においてOECD加盟国政府及びユーゴスラビア国政府により採択された1985年6月20日の「環境：次世代への資源に関する宣言」（C（85）111）を尊重し、

特に、「環境：次世代への資源に関する宣言」のパラ1及びパラ11において、OECD加盟国政府及びユーゴスラビア国政府が、環境影響評価及び適切な経済的手段の利用を拡大すること及び開発途上国における環境保全上健全な開発への寄与を強化することを宣言していることを想起し、

1985年6月20日の「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」（C（85）104）を尊重し、

加盟国がその活動の環境への影響の可能性を考慮し、開発途上国とのより密接な協力を追求する必要性に留意し、

開発援助プロジェクト及びプログラムの環境アセスメントが高くつく潜在的な環境への悪影響のリスクを減少させ得ることを認識し、

加盟国の経験から、環境アセスメントプロセスの成功は、効率的な組織、手続き及び資源によることを認識し、

環境委員会及び開発援助委員会の提案に基づき、

1) 加盟国政府に以下のことを勧告する：

- a) 各国における援助活動に向けた環境アセスメント政策の正式な採択を積極的に支持すること。
- b) このような政策の実施に関する既存の手続き及び実務の適正さを検討すること。
- c) この検討に鑑み、必要な範囲において、附属書Iに概説されているアプローチを必要に応じ考慮しつつ、環境アセスメントプロセスの効果的な実施手続きを作成すること。
- d) 開発援助プロジェクト及びプログラムの計画と実施に責任を有する部局内で、このような手続きを実施するための責任体制をしっかりと確立すること。

- e) 援助機関の本部において環境アセスメントプロセスを監督し、指導するための責任体制を確立すること。
 - f) 環境アセスメントプロセスを時宜を得た費用効果のよい方法で実施するのに十分な人的、財政的リソースが供与されることを確保すること。
 - g) 附属書Ⅱに概説されている施策のすべて、または一部を考慮しつつ、環境アセスメントを実施する能力を向上させたいと願っている被援助国への人的、財政的リソースの供与を確保すること。
- 2) 開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントを実施するうえでの進展及び実施の経験に関する情報交換を行うことを加盟国に要請する。
- 3) 開発援助委員会に環境委員会との協力のもとに以下のことを行うことを指示する。
- a) 加盟国の援助機関が開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントを実施する方法に関する情報を収集すること。
 - b) ある種の開発援助活動の環境影響を評価する際にどのようにしてリスクアセスメントを取り入れていくことができるかを検討すること。
 - c) 本勧告を実施するために取られたすべての施策及び他の国際機関における関連活動について、3年以内に理事会への報告書を作成すること。
- 4) 事務総長に対し、開発援助プロジェクト及びプログラムの環境アセスメントがすべての国によってよりよく実施されることを促進する観点から、適当な国際機関に本勧告及び付随する報告書（ENV（85）27）を送付することを指示する。

附 属 書 I

開発援助活動に係る環境アセスメントプロセスを確立するためのアプローチ

1. 援助活動の環境影響の評価のための新たなプロセスが創設される場合にも、既存の手続きをこのようなプロセスに合わせていく場合にも、環境アセスメントは、被援助国政府との調整が図られ、プロジェクト及びプログラムの早い段階で実施され、援助活動の実施に反映され、モニタリングと事後評価によるフォローアップが行われるべきであることを提案する。
2. このようなプロセスのうち以下の要素が有用と考えられる。
 - a) 完全な環境アセスメントが必要かどうかを決めるために、最初にスクリーニングが行われるべきである。
 - b) プロジェクトまたはプログラムに係る環境アセスメントは、フィージビリティ調査前また

はプロジェクト提案段階で開始され、費用便益及びエンジニアリングのフィージビリティ調査に組み入れられるべきである。

- c) アセスメントの内容は、プロジェクトまたはプログラムの適切な代替案及びそれらに伴う最も著しい環境影響を見出すための手続きにより決定されるべきである。その理由は、意思決定を行うために必要な最も重要な問題だけに取り組むことにより、アセスメントが最も時宜を得た、費用効果のよい方法で実施されることを確保するためである。

この手続きは、問題を議論し、アセスメントにおいて取り組むべき問題を決定するためにプロジェクトまたはプログラムに責任のある一群の人々が集まって実施するのが望ましい。被援助国政府職員及び、可能な範囲において、援助活動により影響を受ける人々その他の関係者がこの手続きに関与することが重要である。

- d) この手続きの後に、アセスメント自体の実施細目の作成に移るべきである。プロジェクトまたはプログラムの規模、性格及び実施場所により、アセスメントは、既存の情報に基づき一人の担当者によって実施される1-2ページの分析から、広範な野外調査及びデータ収集に基づき学際的なチームにより実施される包括的な環境影響評価書まで様々であり得る。アセスメントの「範囲」にかかわらず、アセスメントは、従来からの調査（例えばエンジニアリングのフィージビリティ調査）とともに実施されることが必要である。

- e) アセスメントは、特定の活動の結果生じ得る環境影響を指摘するだけでなく、プロジェクトまたはプログラムが実施された場合の悪影響を抑制するためにとられるべき軽減（例えば矯正的）対策または代替案を提案するものであるべきである。さらに、軽減対策が実行に移されることを確保するために、被援助国において適当な制度上の仕組みを確立することに注意が払われるべきである。

- f) アセスメントプロセスは、プロジェクトまたはプログラムの実施の決定がなされたあとも継続し、建設及び稼働中のモニタリングも含むべきである。モニタリングは、アセスメントの知見（例えば、提案された軽減対策）が実施されていることを確認し、実施された予測（例えば、プロジェクトの大气、水、人の健康、生態系の安定への実際の影響）の正確さを検証するために必要である。モニタリングの結果、プロジェクトの修正及び将来の同様のプロジェクト及びプログラムにパラ（C）に記述されている手続きを実施するためのデータベースの改善が行われることがあり得る。

附 属 書 II

開発途上国の環境アセスメント実施能力向上のための方策の提案

1. 援助機関の環境アセスメントプロセスの究極の目標は、開発途上国が自力で彼ら自身の開発を環境保全上健全な方策で管理するのを助けることである。開発途上国に環境アセスメント能力を移転し、開発途上国における環境アセスメントの能力向上を支援するうえで援助機関が取り得る方策として以下のことを提案する。
2. すぐに取り得る方策としては、援助機関が責任を有する環境アセスメントを実施するとき被援助国政府職員を積極的に巻き込むことである。このような関与は、被援助国政府職員等をスコーピングに巻き込むことにより始まり、アセスメントの実施及びモニタリングに被援助国政府職員に従事させることにより継続させ得る。（附属書I参照）
3. OECD加盟国の援助機関及び環境担当官庁が環境アセスメントのトレーニングコースを設立することが考えられる。トレーニングは、政府及び産業界の代表及び上級意思決定者、高級行政官、プロジェクトマネージャー、技術のスペシャリスト、担当部局員、環境の利益団体の代表等の多くのターゲットグループに対して行われるべきである。どのようなタイプのトレーニングが行われるべきかは、ターゲットグループをどれにするかによって異なろう。例えば、政策策定者に対しては、経済開発計画に環境の要素を取り込むことを怠ったことにより生ずる悪影響を実証し、環境保全上健全な計画策定により得られる便益を強調するためにセミナーを開催すべきである。プロジェクトマネージャーや技術専門家に対するトレーニングは、環境アセスメントのための手続きと方法、環境管理における環境アセスメントの役割と重要性を強調することになる。
4. OECD加盟国政府は、一定期間、国家計画官庁とともに作業する「環境専門家」を派遣することにより、開発途上国政府への直接の支援を検討することもある。このような専門家は、政府職員がプロジェクト、プログラムまたは政策から生ずることが予想される環境影響を評価し、意思決定者や公衆に環境への悪影響を軽減し、影響を受ける地域における人間環境の質を向上させる適切な代替案を知らせるのを助けるという役割を果たすことになる。
5. 環境の状況に関する適切な基礎データと情報が不足していることが、開発途上国において環境アセスメントを成功裡に実施するうえでの大きな制約となっている。OECD加盟国の援助機関及び環境担当官庁は、被援助国の「環境プロファイル」や特に影響を受けやすい地域に関する基礎研究等の情報を提供することを検討するかもしれない。さらに、被援助国が自らの研究を実施するための直接の財政的、技術的援助を行うこともある。